

令和元年政令第三号

令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令

内閣は、平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第二十八条第五項及び第三十条（これらの規定を同法第三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三十五条第一項並びに同項において読み替えて準用する同法第二十四条第二項、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第二十七条第三項、第三十三条第一項及び第三十四条並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第四項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び同条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例に係る負担金の金額）

第一条 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二十八条第四項（法第三十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。第一号において「読替え後の国共済法」という。）第九十九条第二項の規定により博覧会協会（法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会をいう。以下同じ。）及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 博覧会協会 当該派遣職員（法第二十五条第七項（法第三十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員をいう。以下この条から第三条までにおいて同じ。）に準する読替え後の国共済法第九十九条第二項第三号の規定によりその月に博覧会協会及び国が負担すべき金額の合計額に、博覧会協会が当該派遣職員に支給した報酬（読替え後の国共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額（算定に係る国家公務員共済組合法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した額と）の月に博覧会協会が当該派遣職員に支給した期末手当等（読替え後の国共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬月額（国家公務員共済組合法第四十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。）の基礎となつた報酬月額と（その月に当該派遣職員が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数）を乗じて得た金額

二 国 当該派遣職員に係る博覧会協会及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額

（派遣職員に関する厚生年金保険法による保険料の額）

第二条 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第四条の二第二項第九号の規定により博覧会協会及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 博覧会協会 当該派遣職員である第二号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。次号において同じ。）に係る同法第八十二条第四項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に博覧会協会及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、博覧会協会が当該派遣職員に支給した報酬（同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。第四号第六項第一号において同じ。）の額を基礎として報酬月額（算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第二項若しくは第二十三条の三第一項又は第二十四条第一項の規定の例により算定した額と）の月に博覧会協会が当該派遣職員に支給した賞与（同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この号及び第四号第六項第一号において同じ。）の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。第四号第六項第一号において同じ。）の基礎となつた報酬月額と（その月に当該派遣職員が受けた賞与の額との合計額で除して得た数）を乗じて得た額

二 国 当該派遣職員である第二号厚生年金被保険者に係る博覧会協会及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

（派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令の特例）

第三条 派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第百七号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十五条 国家公務員法第四の七	令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第十三号、第十四号、第二十五条第七項に規定する派遣職員
第二十五条若しくは受入先弁護士の四第一項士法人等が負担すべき	若しくは博覧会協会（令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会をいう。次項において同じ。）が負担すべき
第二十五条若しくは受入先弁護士の四第二項士法人等	受入先弁護士法人等若しくは博覧会協会
附則第八条継続長期組合員	派遣職員（令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第二十五条第七項（同法第三十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員をいう。第六項において同じ。）である組合員、継続長期組合員
附則第八条及び継続長期組合員	派遣職員である組合員及び継続長期組合員

（派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例）

第四条 地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百五十二号。以下この条において「地共済法」という。）第四十二条第二項の規定及び地共済法の短期給付に関する規定（地共済法第七十条の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、法第二十五条第一項の規定により博覧会協会に派遣された警察庁の所属職員及び警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警察官である者（以下この条及び次条において「派遣警察庁所属職員等」という。）には、適用しない。この場合において、地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員（地共済法第百四十二条第一項に規定する国の職員をいう。以下この項において同じ。）が派遣警察庁所属職員等となつたときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をしたものとみなし、派遣警察庁所属職員等が地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員となつたときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に同項第一号に規定する職員となつたものとみなす。

2 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の退職等年金給付に関する規定の適用については、博覧会協会における特定業務（法第二十四条第一項に規定する特定業務をいう。）を公務とみなす。

3 派遣警察庁所属職員等は、地共済法第五章に規定する福祉事業を利用することができない。

4 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の規定の適用については、地共済法第百四十二条第二項の表第二号第一項第五号の項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第二号第一項第六号の項中「準ずるもの」とあるのは「準ずるもの」として政令で定めるもの」と、とし、その他の職員については、これらに準ずる給与」とあるのは「並び

一 博覧会協会 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。次号において同じ。）に係る同法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に博覧会協会及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、博覧会協会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬の額を基礎として報酬月額額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二条第二項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項又は第二十四条第一項又は第二十五条第一項に規定の例により算定した額と、その月に博覧会協会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した賞与の額との合計額を、当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬月額額の基礎となつた報酬月額額と、その月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二 国 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者に係る博覧会協会及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

7 派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者」とあるのは、「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者／＼の二 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第二十五条第七項に規定する派遣職員」とする。

(派遣警察庁所属職員等に関する子ども・子育て支援法の特例)

第五条 派遣警察庁所属職員等に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、博覧会協会を同法第六十九条第一項第三号に規定する団体とみなす。

（法第三十五条第一項に規定する政令で定める職員等）

第六條 法第三十五條第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 臨時的に任用されている職員

二 防衛大学校若しくは防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条若しくは第十六条第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者という。）又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二十条第五項の教育訓練を受けている者という。）

三 自衛隊法第四十四条の五第一項から第四項までの規定により同法第四十四条の二第一項に規定する異動期間を延長された同項に規定する管理監督職を占める職員

四 自衛隊法第四十四条の七第一項
て勤務することを命ぜられた職員

五 休職者
六 停職者

七 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣されている自衛官

八 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）
 第二条第一項の規定により派遣されている職員

九 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条
第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣されている職員

2 法第三十五条第一項において読み替えて準用する法第二十四条第二項、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第二十七条第三項、第三十三条第一項及び第三十四条に規定する政令で定めるこれらの事項については、一般職に属する国家公務員について定められているこれらの事項の例による。

(法第三十五条第一項において準用する法第二十五条第七項に規定する派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の特例)

第七条 法第三十五条第一項において準用する法第二十五条第七項に規定する派遣職員に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
防衛省の職員 給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号） 第五項	第八條場合若しくは配偶者同行休業をした場合	場合同行休業をした場合若しくは令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第三十五条第一項において準用する同法第二十五条第一項の規定により派遣された場合	場合同行休業をした場合若しくは令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第三十五条第一項において準用する同法第二十五条第一項の規定により派遣された場合
第八條派遣職員及びその三第という。）	派遣職員及び	派遣職員、	派遣職員、
五項	又は派遣先企業（同、派遣先企業（国と民間企業との間の人事交流に関する法律 法 同じ。）	と同じ。）又は博覧会協会（令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会のいう。以下同じ。）	と同じ。）又は博覧会協会（令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会のいう。以下同じ。）
第十一條及又は派遣先企業 第三項、 第十條第十 第二項 及及び第七 二十五 第二十五 項	派遣職員	派遣職員又は博覧会協会派遣職員	派遣職員又は博覧会協会派遣職員
第十二條第五 ハ 第十二條第六 第三項	派遣職員	派遣職員及び博覧会協会派遣職員	派遣職員及び博覧会協会派遣職員
自衛隊法施行令第五十 （昭和二十九年六 政令第百七十九号）	隊員又は 配偶者同行休業をし た隊員	隊員、 配偶者同行休業をした隊員又は令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第三十五条第一項において準用する同法第二十五条第一項の規定	隊員、 配偶者同行休業をした隊員又は令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第三十五条第一項において準用する同法第二十五条第一項の規定

[illegible]

附 則 抄

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日（令和元年五月二十三日）から施行する。

附 則（令和二年六月二日政令第一八五号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年二月二十四日政令第三七三号）

この政令は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置
法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十二月二十八日）から施行する。

附 則（令和三年七月二日政令第一九五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則（令和四年八月三日政令第二六六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（令和五年二月一日政令第二七号）

この政令は、令和五年四月一日から施行する。